

兵庫県公報

令和7年3月6日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（人事課）	2
○ 安心こども基金等設置条例の一部を改正する条例（林務課）	3

公布された法令のあらまし

◎職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第1号）

国及び他の地方公共団体の職員の給与等との均衡を考慮し、令和7年4月1日（以下「切替日」という。）に職員の号給が切り替えられることに関し、切替日の前後で職務の級を異にする異動等をしたものに不均衡が生じないように、号給の調整に係る規定を設ける等所要の措置を講ずることとした。

◎安心こども基金等設置条例の一部を改正する条例（条例第2号）

国の森林整備加速化・林業再生事業費補助金等を活用して行う事業が終了したこと等に伴い、当該事業の資金に充てるために設置した森林林業緊急整備基金を廃止することとし、所要の整備を行うこととした。

条 例

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第1号

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年兵庫県条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「附則第4項、第6項から第19項まで、第22項及び第24項から第27項まで」を「附則第4項から第6項まで、第8項から第21項まで、第24項及び第26項から第29項まで」に改める。

附則第4項中「職員の給与等に関する条例」の右に「（以下「改正前の職員給与条例」という。）」を、「公立学校教育職員等の給与に関する条例」の右に「（以下「改正前の教育職員給与条例」という。）」を、「おける号給」の右に「（以下「新号給」という。）」を加える。

附則中第27項を第29項とし、第20項から第26項までを2項ずつ繰り下げる。

附則第19項中「附則第17項及び第18項」を「附則第19項及び第20項」に改め、同項を附則第21項とし、附則第18項を附則第20項とし、附則第17項を附則第19項とする。

附則第16項中「附則第18項」を「附則第20項」に改め、同項を附則第18項とし、附則第5項から第15項までを2項ずつ繰り下げ、附則第4項の次に次の2項を加える。

（切替日前の異動者の号給の調整等）

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

6 前2項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前の職員給与条例又は改正前の教育職員給与条例及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



安心こども基金等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第2号

安心こども基金等設置条例の一部を改正する条例

安心こども基金等設置条例（平成21年兵庫県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、地域産業の再生」を削る。

別表森林林業緊急整備基金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。